

各都道府県介護保険担当課 御中

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

1. 臨時特例交付金に係るQ&Aについて（その2）
2. 介護保険特別会計に係るQ&Aについて

（合計 本紙含め10枚）

vol. 31

平成12年1月11日

厚生省介護保険制度実施推進本部

\* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡  
平成12年1月11日

各都道府県介護保険担当課（室）御中

厚生省老人保健福祉局  
介護保険制度施行準備室

臨時特例交付金及び介護保険特別会計に係るQ&Aについて

臨時特例交付金に係る質問のうち、都道府県から照会の多いものについて、別添のとおりQ&A（その2）を作成しましたので送付します。

あわせて、介護保険特別会計に係る質問についてもQ&Aを作成しましたので送付します。

各位におかれましては、内容御了知の上、適切に対応していただきますよう  
よろしくお願い申し上げます。

臨時特例交付金に係るQ & A集（その2）

	質 問	回 答
1	臨時特例交付金の交付に際して、県は予算化する必要はないのか。	<p>標記については市町村に直接交付するものであり、各都道府県出納長（国の支出官）から各市町村あてに資金交付するものである。</p> <p>従って、各都道府県においては、県費に受け入れることなく市町村に直接交付するものであるため、都道府県の予算措置等は必要ない。</p>
2	臨時特例交付金の所要額調においては、基準保険料額は円単位で算出されることになるが、一部の市町村においては条例で定める保険料額を100円単位にしようと考えている。このような市町村の場合、所要額調についてどのように記載すればよいか。	<p>ご指摘のようなケースであっても、所要額調については円単位で記載されたい。</p> <p>なお、臨時特例交付金は、保険料算定の基礎となる保険料収納必要額に基づいて算定するので、交付金の額に影響を及ぼすものではない。</p>
3	交付基準（案）では、臨時特例交付金の算定の基礎となる給付費見込額などは、新しいワークシートで計算するとあるが、市町村によっては、ワークシートで一定の仮定を置いている部分について、独自に把握している等の理由により、別の方法により計算しているところもあるが、そのような場合には、それに基づく給付費見込額等で交付金を請求してよいのか。	<p>基本的には、今回のワークシートに基づき所要額を計算していただきたいが、昨年夏の段階で提出いただいたものと同じ仮定の下で算出することは差し支えないものと考えている。</p> <p>ただし、ワークシートに基づかない方法で算出したことにより、算出額が著しく高額になった場合には、内容について精査することがあり得る。</p>
4	広域化支援策は、保険財政を含めた広域化を行う場合のみが対象となるのか。	<p>保険財政を含めた広域化を行う保険者のみが対象となる。 （市町村相互財政安定化事業を行う場合を含む。）</p>
5	準備経費は、第1号被保険者数に応じて配分されているが、単に65歳以上の高齢者数でよいか。	<p>平成12年度の第1号被保険者見込み数である。 （65歳以上の高齢者数ではない。）</p>
6	平成12年度における基金の取り崩しは、保険料軽減分として、毎月、取り崩し、繰り入れ金を計上する必要があるのか。	<p>毎月繰り入れ計上する必要はなく、年度当初に一括して繰り入れ金を計上して取り崩してもよい。</p>

7	<p>交付金を取り崩す際に、特別会計に直接入れているようであるが、一般会計にて一旦歳入として計上したうえで、特別会計に繰り入れる必要はないのか。</p>	<p>基金にはどの会計に属するという概念はないため、一般会計を経由して特別会計に繰り入れるという取扱いを行う必要はない。(この点については自治省に確認済)。</p>
8	<p>取崩しを行うのは介護保険特別会計しかないのか。</p>	<p>準備経費やシステム改修費に用いる場合は、一般会計にて計上することはあり得るものと考えている。(全国会議資料14頁の(4)資金の流れイメージはそういう意味では不正確)</p>
9	<p>運用益は、一般会計歳入歳出予算に計上するとされている(条例準則(案)第4条)が、特別会計予算に計上してはいけないのか。</p>	<p>積立金を入れた会計が一般会計であるので、一般会計にて計上するのが標準的な取扱いと考えるが、地方自治法上はどちらの会計で計上するかについて特に制約はなく、問題ないものとする。(なお、この点について、交付要綱等でどの会計で計上するかについて縛ることは考えていない。)</p>
10	<p>条例準則(案)第2条のように「基金の額」を規定すると、基金から取り崩す際に、併せて条例改正が必要になると思われるが、この部分などの規定の仕方は市町村の判断に任せてよいか。</p>	<p>差し支えない。この部分の他の規定例としては、「平成11年度において基金として積み立てる額は〇〇円とする。」「毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に計上する。」等が考えられる。</p>
11	<p>平成11年度中の取崩しが可能なのは、基金条例準則(案)第6条第2号の場合(介護保険に係る広報啓発、備品購入、賦課・徴収に係る電算処理システムの整備に要する費用その他介護保険法の円滑な実施のための準備経費等の財源に充てる場合)でよいか。</p>	<p>貴見のとおり。</p>
12	<p>基金の運用益の処理については、保険料軽減のシステム開発分及び施行準備経費に要する財源に充てることになるのか。</p>	<p>運用益については、保険料軽減のシステム開発分又は施行準備経費の財源に充てることを基本とする考えである。</p>

13	<p>「市町村特別給付等」を計画している市町村において、その特別給付等の費用の徴収について、次のどの取り扱いとなるのか。</p> <p>(1) 平成12年度前半の保険料徴収は、実施することになるか。この場合、交付金の減額対象となる徴収した保険料とは、当然、法定保険料分であり、市町村特別給付等の分は減額対象外と考えてよいか。</p> <p>(2) または国で、「平成12年度前半の保険料（法定保険料と分けていない。）は徴収しない」と発表していることと矛盾するので極力徴収しないことが望ましいのか。この場合はその財源についてどう処理すべきか。市町村の一般財源で負担する等市町村の判断になるのか。</p> <p>(3) 市町村の判断により、上の2つの方法のどちらでもよいか。その場合の保険料徴収等の考え方は上のおりでよいか。</p>	<p>市町村特別給付等に係る保険料をどのように取扱うかについては、今回の特別対策の趣旨も踏まえて、最終的には市町村が判断すべき問題と考えている。</p>
14	<p>交付金は、給付費等の実績に応じて、精算を行うのか。</p>	<p>実績に基づく精算を行うことは考えていない。</p>
15	<p>いわゆる一般枠について、実際の給付費等に基づく精算は行わないとのことであるが、そうであるならば、全国会議資料2頁のスケジュールでの、「事業実績報告」「精算確定通知」（12年度4月初旬）とは何のことか。</p>	<p>概算払に伴う精算事務を行うものであって、臨時特例交付金を基金に積み立てたことを確認するものであり、実績に基づき精算する趣旨のものではない。</p>
16	<p>保険料軽減のシステム開発で、保険料賦課・徴収システムの改修に要する経費も今回の交付対象に含まれるとのことだが、システム改修には時間を要することから平成12年度にまで及ぶことも想定されるため、（平成11年度及び12年度の）2か年継続事業とすることは可能か。</p>	<p>平成11年度中に執行しなければならないということはない。 なお、市町村において2か年継続事業とする場合の経理方法については、市町村の判断による。</p>
17	<p>準備経費で受けた交付金分を全てシステム改修に係る費用に充ててよいか。</p>	<p>差し支えない。</p>

18	システム改修費分を、今回の「低所得者利用者負担対策」についてのシステム開発費用に充ててもよいか。	「システム改修費等」分を、保険料賦課・徴収システム以外のシステム改修費や事務経費に充てても差し支えない。
19	ホームヘルプサービスの利用者負担減免に係るシステム費用は別途交付されるのか。	ホームヘルプサービスの利用者負担減免に係るシステム費用について、別途交付することは考えていない。しかし、保険料賦課システムの改修費で対応することは差し支えない。
20	平成12年度及び13年度は保険料の普通徴収の方法が変更されることになるが、平成14年度は本来の徴収方法になることを考えれば、あえてシステム改修は行わず、臨時職員による手作業による対応を考えているが、システム改修費を臨時職員の雇用費に充ててもよいか。	臨時職員を雇用する費用に充てることは差し支えない。
21	システム改修費の交付対象は全保険者となるが、保険料賦課システムを導入していない町村にも交付されるか。	交付される。
22	システム改修費を保険料等にかかる帳票の費用に充ててもよいか。また、パソコン等の機器の購入に充ててもよいか。	いずれも差し支えない。
23	システム改修費等を給付関係のシステムに充ててもよいか。 (例：国保連への伝送システム、ケアプラン作成システム等)	差し支えない。
24	今回のシステム改修費は平成12年度の保険料軽減分のみの経費か。別途平成13年度の保険料軽減分に係る改修経費が交付されるのか。	今回交付されるのは、今回の特別対策に伴い必要となる保険料賦課・徴収システムの改修に係る費用であって、別途平成13年度の保険料軽減分に係るシステム改修費が交付される訳ではない。
25	交付申請書提出の際に、基金条例案及び介護保険条例案のみならず、介護保険特別会計予算案をも送付する必要があるのか。	交付要綱でお示しすることとしたい。

26	<p>例えば、平成13年度において、普通徴収の納期が6月から3月までの毎月である場合、平成13年度の6月から10月までの各納期（計5回）毎の保険料額を11月から翌年3月までの各納期（計5回）毎の1/2の額とした場合、交付金が減額になるのか。</p>	<p>平成13年10月1日以降到来する納期に係る保険料を軽減する場合には、当該軽減に係る費用は交付金の対象とならず、その分、交付金が減額されて交付されることとなる。</p>
27	<p>特別枠の対象となる「離島等地域」について、加算による影響額を交付するとのことであるが、算定式では2/3が乗じてある。残り1/3は保険料を徴収することになるのか。</p>	<p>一般枠の計算の際には、離島等加算に伴う増加分を含めた額を基本として行うこととしているので、その部分について（一般枠は1年分（＝半年間分＋1年間1/2軽減分）に相当する）二重に交付されることのないよう、2/3を乗じたものである。</p>
28	<p>特別枠の対象となる「離島等地域」について、当該地域に加算の対象となる事業者がなく、専ら周辺の非加算地域から訪問サービスを受けている場合でも交付の対象となるのか。</p>	<p>将来とも対象事業所が存在しないことが明らかな場合にはともかく、基本的には申請があれば交付の対象とせざるを得ないものと考えている。</p>
29	<p>過年度の保険料について遡及賦課を行う場合は、当該年度の特別対策に準じて賦課計算するという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおり。</p>

介護保険特別会計に係るQ & A集

	質 問	回 答
勘定	款項目節区分については、どこまで平成11年10月5日付事務連絡に従うべきか。	ご指摘の事務連絡については款項目節区分の例を示したものであり、地方自治法等法令の許容内で変更を加えることは可能であると考えます。
勘定	「款」の名称については、介護保険法施行規則第1条に従い区分するものであるが、その順序について変更することは差し支えないか。	貴見のとおり。
勘定	「款」の名称については、介護保険法施行規則第1条に従うものであるが、一言一句変更することは認められないか。	例えば、「都道府県支出金」を「県支出金」とすることは可能であると考えます。
勘定	市町村が保健福祉事業として施設の運営を行わない場合、当該施設について介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）で経理すべきか。	保健福祉事業として行わない場合、介護保険の事業として行うものではなく、介護保険に関する収入及び支出とは言えないものであるため、介護保険特別会計では経理しない。
勘定	一つの市町村が保健福祉事業として複数の事業運営を行う場合の勘定区分の方法如何。	介護サービス事業勘定の中で適切に区分して経理されたい。
勘定	地方公営企業法の対象となる病院等が介護保険の事業を行う場合、会計を切り離すのか。	公立の病院等の会計は地方公営企業法の適用を受けるため、当該病院及び老健施設の特別会計において経理すべきである。その事業が保健福祉事業であっても同様であると考えます。
勘定	介護保険特別会計の設置条例を制定する必要があるか。	制定する必要はない。



勘定	財政安定化基金の貸付金は地方債になるのではないか。	地方債に該当するが、財政安定化基金から貸付を受けるに際して、地方債の発行の許可は不要と考える。
予算	予算編成方針は示されるのか。	平成12年1月にお示しする予定。
予算	予算様式は示されるのか。	現段階で示す予定はない。
予算	審査支払手数料は何を財源とするのか。	給付に要する費用の一部として、給付費と同様の財源構成とする。
予算	介護給付費準備基金は、必ず設けなければならないのか。	介護保険財政については、中期財政運営を行うため、通常初年度等は剰余金が生じ、当該剰余金を財源として2年度目又は3年度目の給付費に充てることとなるが、このように必ず生じる剰余金を適正に維持するために、基金を設けることが望ましいと考える。
予算	保健福祉事業は第1号保険料のみを財源として行うべきか。	保健福祉事業については、介護保険制度の枠組みにおいて実施する場合には、直接の受益者である第1号被保険者の保険料により負担することとなり、法律上は、一般財源を入れることは想定していない。 ただし、市町村の判断により一般財源を一部繰り入れて給付を実施することも全く排除されている訳ではないものと考えている。

<p>予 算</p>	<p>介護保険特別会計は3-2ベースとなるのか。</p>	<p>給付費の現物給付分については、実際のサービスの翌月に支出負担行為が行われることになるため、市町村の老人医療と同様、サービス提供月でいえば、3月から2月までを1つの会計年度として取扱うこととなる（地方自治法施行令143条第5項）。したがって、12年度予算については、4月～2月分の11ヶ月分の計上となる。</p> <p>なお、償還払分については、実際に給付費を支払う月で区分することとなり、4月から3月までに支払ったものを1つの会計年度として取り扱う。</p>
<p>共 同</p>	<p>一部事務組合等が介護保険施設の運営を行う場合、特別会計を保険事業勘定及び介護サービス事業勘定に区分しなければならないか。</p>	<p>介護保険の保険者としての一部事務組合等が介護保険施設の運営を保健福祉事業として行う場合には、当該事業の保険者の介護保険特別会計を保険事業勘定及び介護サービス事業勘定に区分しなければならない。</p>
<p>共 同</p>	<p>広域連合の構成市町村に介護保険特別会計を設置する必要はあるか。</p>	<p>必要ない。保険者としての広域連合に設置する必要がある。</p>
<p>特 対</p>	<p>平成12、13年度について、「介護保険円滑導入基金からの繰入を剰余金が出ない程度の額とし、介護給付費準備基金に積立てない」という取扱いは可能か。</p>	<p>介護保険円滑導入基金からの繰入は、当初の予定どおりの額を行う必要がある。</p>